

件名

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）の施行に伴い、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六年金融庁告示第六十号）の一部を次のように改正し、令和五年六月一日から適用する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇七十五 略」</p> <p>七十六 処分上制約のない資産 連結貸借対照表又は貸借対照表に計上されている資産のうち、イからホまでに掲げる要件又はへに掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>「イホ 略」</p> <p>へ 中央銀行等若しくは中央政府以外の公共部門への預け金又は次に掲げる者に対して担保として用いるためにかじめ差し入れた資産であつて、基準日時点において担保として実際に用いられていないもの（担保として実際に用いられているものが契約において特定されない場合にあつては、銀行又は連結子法人等が担保として用いられていないとみなす任意の資産でその額が担保として実際に用いられていない額以下の額であるもの）であること。</p> <p>〔1〕・〔2〕 略〕</p> <p>〔3〕 中央清算機関（自己資本比率告示第一条第七号の二に規定する中央清算機関をいう。以下同じ。）<u>、</u>資金清算機関（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）<u>第二十一条</u>に規定する資金清算機関をいう。第十五条第九号ハにおいて同じ。）<u>、</u>振替機関（社債、株式等の</p>	<p>第一条 「同上」</p> <p>「一〇七十五 同上」</p> <p>七十六 「同上」</p> <p>「イホ 同上」</p> <p>へ 「同上」</p> <p>〔1〕・〔2〕 同上〕</p> <p>〔3〕 中央清算機関（自己資本比率告示第一条第七号の二に規定する中央清算機関をいう。第十一条第一項第四号イ及び第十五条第九号ハにおいて同じ。）<u>、</u>資金清算機関（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）<u>第二条</u>第十一項に規定する資金清算機関をいう。第十五条第九号</p>

<p>振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関をいう。同号ハにおいて同じ。） その他専ら資金及び有価証券の決済、清算又は振替を業として行う者</p> <p>七十七 「略」</p>	<p>ハにおいて同じ。）、振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関をいう。第十五条第九号ハにおいて同じ。） その他専ら資金及び有価証券の決済、清算又は振替を業として行う者</p> <p>七十七 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	